

# 山口県報

平成25年  
3月19日  
(火曜日)

## 目次

告示	一
山口県不動産鑑定業者登録簿閲覧所の設置に関する告示の一部改正(地域政策課)	一
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定による指定区域の指定(廃棄物・リサイクル対策課)	一
保安林予定森林(森林整備課)	二
保安林の指定(森林整備課)	二
漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(水産振興課)	三
道路の区域の変更(道路整備課)	三
道路の供用の開始(道路整備課)	四
道路の位置の指定(建築指導課)	四
建築基準法第四十八条第十四項の規定による公開の意見の聴取(建築指導課)	四
公告	四
山口県大島防災センターに係る指定管理者の指定(防災危機管理課)	四
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	五
人委公告	五
平成二十五年度山口県警察官(男性)採用(A)試験(第一回)の実施	五
平成二十五年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第一回)の実施	八
企業管理規程	〇
山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程	〇
山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程	〇
雑報	一
争議行為の通知	一

### 山口県告示第九十六号

山口県不動産鑑定業者登録簿閲覧所の設置に関する告示(昭和四十一年山口県告示第五百十号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

「第四条第一項」を「第三条第一項」に改める。

### 山口県告示第九十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百二十七号)第十五条の十七第一項の規定により、次の区域を指定区域として指定する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

#### 一 指定区域

柳井市日積字下宮ノ後四三三三番のうち別図に示す区域、四三三三番のうち別図に示す区域、四三三三番、四三三七番のうち別図に示す区域及び四三三八番のうち別図に示す区域

#### 二 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十三条の二第一号に規定する埋立地  
(別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課及び山口県柳井環境保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

#### 一 指定区域

山口市徳地引谷字横尾二〇〇八番のうち別図に示す区域、二〇二番一、二〇二番四及び二〇一四番から二〇一六番まで

#### 二 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十三条の二第一号に規定する埋立地

(別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課及び山口県山口環境保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

一 指定区域

山口市徳地引谷字川谷二〇二六番のうち別図に示す区域、二〇二七番及び二〇三一番のうち別図に示す区域

二 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十三条の二第一号に規定する埋立地(別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課及び山口県山口環境保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

一 指定区域

山口市秋穂東字青江南浜三四三九番のうち別図に示す区域及び三四五五番

二 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年省令第三十五号)第十二条の三十一第二号に規定する埋立地

(別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課及び山口県山口環境保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

一 指定区域

宇部市大字善和字八幡三二七番四〇並びに字東上吉原三一七番四のうち別図に示す区域、三一七番一四、三一七番一五、三一七番三三、三一七番三五及び三一七番三八

二 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十三条の二第一号に規定する埋立地(別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課及び山口県宇部環境保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

山口県告示第九十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

一 保安林予定森林の所在場所

山口市上小鯖字片山八四、八四第一、字屋敷埜八六から九〇まで、九一第一から九一第三まで、九二の一、九二の二、九三第一から九三第二まで、九四から九七まで、字中尾九八から一〇二まで、字牛飼一一三、字猿ヶ岳二六二の一(次の図に示す部分に限る。)

防府市大字上右田字猿屋敷二四二、一四二の一、三二九、字田ノ口一四九の一(次の図に示す部分に限る。)、一四九の三から一四九の五まで、大字切畑字八ヶ迫七三、七三六の二、九三二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
山口市上小鯖字片山八四・字屋敷埜八七(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

防府市大字上右田字猿屋敷一四二・字田ノ口一四九の一・一四九の四・一四九の五・大字切畑字八ヶ迫七三五・七三六の二(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

保安林の所在場所

光市大字東荷字八ヶ宗二九九の一  
長門市三隅下字才ヶ埭二四の一、二四の二、字三把ヶ浴三七の一、字二条久保四一  
の一、字丸ヶ段七八の一、字地吉七八の二

指定の目的

水源の涵養

指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

保安林の所在場所

萩市川上字立野三三〇、三三二、四二二八、字佐古三三三から三三六まで、三三七の一、三三八、三三九、三四〇の一から三四〇の三まで、三四一、三四四の一、一三三、一三三四、一三三六、一三四二の一、一四二の二、一四三、四二〇八

長門市三隅下字大久保四八〇の一(次の図に示す部分に限る。)

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
萩市川上字佐古三四一・三四四の一・一四二の一・一四二の二・一四三  
(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(平成二十一年山口県告示第八十七号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十五年三月二日限り消滅した。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

和木加入区

山口県告示第百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十五年三月十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

道路の種類 県道  
路線名 東吉部秋吉線  
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
美祿市秋芳町岩永下郷字笹ヶ埭一六五八の一地先から	旧	最狭 一五・〇〇	六・〇〇	一七三・〇	



一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
周防大島町 大島郡周防大島町大字小松一二六番地の二

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

(三) 条例第六条の許可をすること。

(四) 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定の期間

平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間

(七五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年十一月二日山口県公告(五三九)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十五年三月十九日から同年四月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業建設部商工労働観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 おのだサンパーク

所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。



公 告

平成二十五年山口県警察官(男性)採用(A)試験(第一回)の実施

平成二十五年山口県警察官(男性)採用(A)試験(第一回)を次のとおり実施します。

平成二十五年三月十九日

山口県人事委員会

一 募集都府県名及び採用予定人員

都府県名	採用予定人員
山口県	四十人程度
東京都 京都府 大阪府 兵庫県	それぞれ三人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

都府県名	受 験 資 格
山口県	昭和五十五年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は平成二十六年三月三十一日までに卒業する見込みの者
東京都	昭和五十八年五月十四日から平成四年四月一日までに生まれた男性で、大学等の卒業者又は平成二十六年三月三十一日までに卒業する見込みの者
京都府	昭和五十八年四月二日以降に生まれた男性で、大学等の卒業者又は平成二十六年三月三十一日までに卒業する見込みの者
兵庫県	昭和五十二年四月二日以降に生まれた男性で、大学等の卒業者又は平成二十六年三月三十一日までに卒業する見込みの者

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 日本の国籍を有しない者
- 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法

律第四百十九号) 附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準  
禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが  
なくなるまでの者

4 志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過  
しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党そ  
の他の団体を結成し、又はこれに加入した者

試験の方法、内容、日時及び場所  
試験は、第一次試験及び第二次試験とします。  
なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容  
警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験に  
より、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時  
平成二十五年五月十二日(日曜日)  
試験室入室 午前九時三十分まで  
試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所  
下 関 市 下関市立大学  
山 口 市 山口県立大学  
周 南 市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

山口県の合格者については、次のとおり実施します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、当該都府県から文書で通知され  
ます。

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並び  
に適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細につい  
ては、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

- 身長 一六〇センチメートル以上であること。
- 体重 四七キログラム以上であること。
- 胸囲 七八センチメートル以上であること。
- 視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上である  
こと。
- 色覚 職務の遂行に支障がないこと。
- 聴力 正常であること。
- その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。  
なお、検査には、次のような基準があります。

- 反復横跳び 二〇秒間に五〇回以上
- 握力 左右の平均が四四キログラム以上
- 上体起こし 三〇秒間に二五回以上
- シャトルラン 五五回以上
- 関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

日 時 平成二十五年六月八日(土曜日)  
場 所 山口市小郡下郷三五〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験及び体力検査

日 時 平成二十五年六月十日(月曜日) から同月二十日(木曜日)までの  
間で山口県人事委員会が指定する日

場 所 山口市仁保下郷一四五九番地

山口県警察学校

五 配点

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

山口県の合格者については、平成二十五年五月二十二日(水曜日)に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十五年八月中旬までに当該都府県から文書で通知されます。

(二) 最終合格者

山口県の合格者については、平成二十五年七月中旬に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

おつて、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十五年十一月下旬頃までに当該都府県から文書で通知されます。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で山口県以外の都府県を志望するものにあつては当該都府県の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出て下さい。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に登録され、このうちから各都府県の任命権者(警視總監又は警察本部長)が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十六年四月一日に行われます。採用者は、巡査に任命され、各都府県の警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所配置されます。

(三) 給与は、各都府県で多少の差はありますが、山口県においては、原則として月額二十万二千九百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十五年三月十九日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇-))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(男性)(A)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

1 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

2 受験申込書には志望都府県名を第二志望まで記入できます。

志望できる都府県は、山口県、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の五都府県です。ただし、山口県を第二志望とすることはできません。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十五年三月十九日(火曜日)から同年四月十九日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十五年四月十九日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十五年三月十九日(火曜日)午前九時から同年四月十二日(金曜日)午

後五時まで  
 その他  
 この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局（電話〇八三一九三三―四四七四）又は山口県警察本部警務部警務課（電話〇八三一九三三―〇一〇）に問い合わせてください。

公 告

平成二十五年山口県警察官（女性）採用(A)試験（第一回）の実施  
 平成二十五年山口県警察官（女性）採用(A)試験（第一回）を次のとおり実施します。

平成二十五年三月十九日

山口県人事委員会

一 採用予定人員  
 八人程度

二 職務の概要  
 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

- (一) 昭和五十五年四月二日以降に生まれた女性で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）の卒業者又は平成二十六年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。
- (二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
  - 1 日本の国籍を有しない者
  - 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
  - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
  - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。  
 なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

- 1 方法及び内容  
 警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。
- 2 日時  
 平成二十五年五月十二日（日曜日）  
 試験室入室 午前九時三十分まで  
 試験 午前十時から午後零時三十分まで
- 3 場所  
 下関市 下関市立大学  
 山口市 山口県立大学  
 周南市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

- 1 方法及び内容
  - (1) 論文試験  
 思考力、表現力、構成力等について試験を行います。
  - (2) 口述試験等  
 人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。
  - (3) 身体検査  
 山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。  
 なお、検査には、次のような基準があります。
    - 身長 一五三センチメートル以上であること。
    - 体重 四三キログラム以上であること。
    - 視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。
    - 色覚 職務の遂行に支障がないこと。
    - 聴力 正常であること。
- (4) その他  
 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。  
 体力検査



職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。  
 なお、検査には、次のような基準があります。

- 反復横跳び 二〇秒間に四三回以上
- 握力 左右の平均が二七キログラム以上
- 上体起こし 三〇秒間に一八回以上
- シャトルラン 三一回以上
- 関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

日時 平成二十五年六月八日(土曜日)

場所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験及び体力検査

日時 平成二十五年六月十日(月曜日)から同月二十日(木曜日)までの

間 山口市仁保下郷一四五九番地

場所 山口市仁保下郷一四五九番地

山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十五年五月二十二日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口市警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十五年七月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口市警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十六年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として月額二十万二千九百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十五年三月十九日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一一八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(女性)(A)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み  
受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。  
なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書してください。

(三) 受付の期間及び時間  
平成二十五年三月十九日(火曜日)から同年四月十九日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。  
なお、郵送の場合は、平成二十五年四月十九日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

- 1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。
- 2 受験の申込みの受付期間及び受付時間  
平成二十五年三月十九日(火曜日)午前九時から同年四月十二日(金曜日)午後五時まで

十 その他  
この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇一〇)に問い合わせてください。



### 山口県企業管理規程第一号

山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十五年三月十九日

山口県公営企業管理者職務代理者  
山口県企業局長 秋本泰治

山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程  
山口県企業局処務規程(昭和四十年山口県企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。  
別表第一総務課の部7の項中「及び子ども手当」を削る。

附則  
この管理規程は、平成二十五年三月十九日から施行する。

### 山口県企業管理規程第二号

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十五年三月十九日

山口県公営企業管理者職務代理者  
山口県企業局長 秋本泰治

山口県企業局財務規程(昭和四十年山口県企業管理規程第七号)の一部を次のように改正する。  
別表の電気事業勘定科目表資産勘定の部固定資産の表中「稼働して」を「稼働して、

「水源かん養林」を「水源かん養林」及び「水源涵養林」に

「水源かん養林」を「水源涵養林」に、「あつせん料」を「あつせん料」に、「アロツク道」を「アロツク道」に、「湖堤」を「湖堤」に、「稼働設備」を「稼働設備」に改め、同表の電気事業勘定科目表資本勘定の部剰余金の表中「うめた」を「埋めた」に改め、同表の電気事業勘定科目表収益勘定の部収益の表中「とつぐずし」を「取崩し」に改め、同表の電気事業勘定科目表費用勘定の部費用の表中

「児童手当及び子ども手当」を

「児童手当」に改め、同表の工業用水道事業勘定科目表資産勘定の部固定資産の表中「米稼働設備」を「米稼働設備」に、「周旋料」を「あつせん料」に、「くし、さく」を「堀、槽」に、「分離しがたい」を「分離し難い」に改め、同表の工業用水道事業勘定科目表資本勘定の部剰余金の表中「うめた」を「埋めた」に改め、同表の工業用水道事業勘定科目表費用勘定の部費用の表中

「児童手当及び子ども手当」を「児童手当」に、「補填金」を「補填金」に、「たな卸資産減耗

「を」を「棚卸資産減耗費」に、「たな卸資産の毀損」を「棚卸資産の毀損」に改める。

附 則

この管理規程は、平成二十五年三月十九日から施行する。



争議行為の通知

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山口赤十字病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 事件

- (一) 労働条件の改善の要求に関する件
- (二) 賃金引上げの要求に関する件
- (三) 諸手当の改善の要求に関する件

二 日時

平成二十五年三月十九日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

総合病院山口赤十字病院において山口赤十字病院労働組合に所属する組合員が従事

する全職場

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

平成二十五年三月十九日  
発行

発行  
行人所

山口県  
知事  
庁